

令和5年6月1日

知財活用支援事業（権利化支援）

ご利用者各位

国立研究開発法人科学技術振興機構

知的財産マネジメント推進部

欧州統一特許裁判所からのオプトアウト費用の支援について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、欧州統一特許裁判所（UPC）協定が発効され、欧州単一特許制度、および統一特許裁判所の運用が開始されたこと受け、現在支援中の欧州特許出願についても欧州統一特許裁判所からのオプトアウトについてご検討中のことかと存じます。

知財活用支援事業（権利化支援）では、特許権を成立させるために申請機関が支払った費用を支援対象としており、支援中の欧州特許出願に係るオプトアウト費用については契約に基づき支援対象費用となります。ただし、契約に定める通り、登録維持年金、その他特許料が納付された後に発生したオプトアウト費用については支援の対象外となる点、ご承知ください。具体的に支援の対象となる費用は以下に記載の通りです。

なお、JSTとしてオプトアウトを推奨ないし非推奨するものではなく、オプトアウトの実施は申請機関にてご判断ください。

敬具

記

- ・オプトアウトを行なうか否かの検討費用
- ・オプトアウト申請費用
- ・上記に関する各種費用（通信費、送金手数料など）

※いずれも登録維持年金、その他特許料が納付された後に発生した費用を除く

以上